

2022 群馬県立女子大学 海外留学を認める条件【改訂版】

(短期研修用)

- 1 学生および保証人が上記の海外留学支援プログラムの利用を強く希望していること
- 2 学生および保証人が、渡航先の国における外務省の危険情報レベル・感染症危険情報レベルが発せられている場合のリスクを理解し、渡航によって生じるすべての責任を学生および保証人が負うこと
- 3 出発直前であっても、危険情報レベルが2以上、もしくは感染症危険情報レベルが4になった場合は、渡航は中止すること
- 4 原則として、日本出発前までに渡航先が求める新型コロナウイルスのワクチンの接種を完了し、渡航に必要な接種証明書を取得すること
- 5 新型コロナウイルス感染症に対応する保険に必ず加入し、加入していることを示す書類の写しを外国語教育研究所に決められた期限までに提出すること
- 6 渡航先では学業以外の場面においても、感染防止に各人が十分に注意を払い、渡航先の研修機関等の指示に必ず従うこと
- 7 近況報告を1週間ごとに必ず外国語教育研究所に行うこと
- 8 渡航後に帰国勧告が発出される場合などは、渡航先の研修機関等や本学からの指示に必ず従うこと
- 9 帰国後は日本国政府および本学の指示や規則等に必ず従うこと

提出日： 年 月 日

群馬県立女子大学長 様

2022 海外留学誓約書【改訂版】 (短期研修用)

本学の海外留学支援プログラムを利用して留学することを学生および保証人が強く希望します。留学に際し、「2022 群馬県立女子大学 海外留学を認める条件【改訂版】(短期研修用)」の内容を理解し、下記の事項について誓約します。

- 1 学生および保証人が、渡航先の国における外務省の危険情報レベル・感染症危険情報レベルが発せられている場合のリスクを理解し、渡航によって生じるすべての責任を学生および保証人が負うこと
- 2 出発直前であっても、に危険情報レベルが2以上、もしくは感染症危険情報レベルが4になった場合は、渡航を中止すること
- 3 原則として、日本出発前までに渡航先が求める新型コロナウイルスのワクチン接種を完了し、渡航に必要な接種証明書を取得すること
- 4 新型コロナウイルス感染症に対応する保険に必ず加入し、加入していることを示す書類の写しを外国語教育研究所に決められた期限までに提出すること
- 5 渡航先では学業以外の場面においても、感染防止に各人が十分に注意を払い、研修機関等の指示に必ず従うこと
- 6 近況報告を1週間ごとに必ず外国語教育研究所に行くこと
- 7 渡航後に帰国勧告が発出される場合などは、渡航先の大学や本学からの指示に必ず従うこと
- 8 帰国後は日本国政府および本学の指示や規則等に必ず従うこと

確認後、上記□欄にレを入れてください。

研修機関 _____

学部・学科(課程) _____ 学部 _____ 学科(課程) _____ 年 _____

学生氏名(自署) _____

保証人氏名(自署) _____